

「地球環境を改善する国際枠組みと国連の役割」

人間の愚かな性を乗り越えて

高木 功介

(たかぎ こうすけ)

「地球環境を改善する国際枠組みと国連の役割」

人間の愚かな^{まが}性を乗り越えて

要旨

本論は地球温暖化問題に焦点をあてて、2013 年以降の気候変動枠組条約(ポスト京都議定書)制定に向けた国連の役割について考察を試みている。本論の狙いは途上国を含めた全世界が議定書に参加し、各国が温暖化対策に真剣に取り組むことを求めている。そのために、取り敢えずは政策・措置導入に対するコミットメントという緩和的な内容の議定書の締結を目指し、そのペースメーカーとして NGO と連携した国連機関が協力・監視するというシステムの確立することを提言している。

それには、WEO "World Environment Organization" の創設が望ましいと考える。UNEP は執行権をもたない限定的な権限しか有していないが、これまで、環境情報とデータベースの構築、政治的外交的介入によってオゾン層の保護、生物多様性の保全、砂漠化防止のための国際条約交渉の調停役を果たし、WMO と共に IPCC を設立させるなど活動が目覚しく、今後も存在は更に重要になると考えられている。しかし、UNEP は政治的権力と資金不足に悩まされている。UNEP の設立時から 20 年間の予算総額は 10 億ドル以下であり、他の国連機関の予算より少ないだけでなく大型環境 NGO の予算よりも少ない。また、UNEP 職員は 300~400 名で各国の環境関係官庁の平均人数よりも少ない。なおかつ、本部がケニアのナイロビにあり、国連機関や世界の環境機関との連携は非常に困難な状況にある。加えて、持続可能な開発委員会(CSD)、地球環境ファシリテーター(GEF)事務局など世界各地に点在する国連の環境問題関係の事務局、そして、気候変動問題、海洋汚染、生物多様性関連など UNEP の管轄外であることも問題である。また、個別のプログラムへの寄付金の増加によって UNEP 全体のバランスが崩れ、偏った政策を執らざるを得なくなり、本来の UNEP の役割である環境状況報告や早期警報など中核的プログラムに悪影響を及ぼしている現状を改善する必要がある。IPCC の強化もさることながら、各国、特に途上国に環境対策の専門家や科学者が非常に不足している現状を鑑み、それらの地域に専門家を派遣し情報収集・分析を行う必要がある。そのためにも、既存の UNEP から更に多角的な方面、特に NGO からの積極的なアプローチが可能な組織としての WEO の設立を期待したい。

それには、UNEP の問題点である資金と人材の確保、そして、政治的権限の強化、国連の環境関係事務局の統合とワシントン D.C への常設事務局を移転するなど抜本的な改革が必要であり、これは UNEP の強化ではなく WEO の創設と言う形でこそ出来ることである。そのためには、国連内においては、仕事の効率性向上のための組織改変が必要であるが、資金源や人材の確保、環境運動の促進にはやはり NGO との協力が不可欠である。

はじめに

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、地球規模での砂漠化現象のように、発生源や被害地が必ずしも一定地域に限定できないものを指し、多岐に及ぶ。そのため、本論では地球温暖化問題に焦点をあてて、2013 年以降の気候変動枠組条約(ポスト京都議定書)制定に向けた国連の役割について考えたい。

気候変動枠組条約の目的は言うまでも無く、地球の温暖化防止のために温室効果ガスの規制を行うためにある。地球温暖化は 19 世紀において既にその可能性が指摘されていたが、国際社会で大きく取り上げられたのは 85 年にオーストラリアで開催された「気候変動に関する科学的知見の整理のための国際会議」(フィラハ会議)がきっかけであった。これは、国連環境機関・国際学者連合・世界気象機関が主催したもので、二酸化炭素のみならず温室効果ガスによって、気候変動とりわけ温暖化を引き起こすとの合意が成立し、人為的な気候変動問題が政治的課題として取り上げられたのであった。国連環境計画(UNEP)のトルバ事務局長は会議主催団体に対して国際条約締結に向けて取り組むように命じて米国の参加も呼びかけた。しかし、米国では科学者主導の手法に批判があり、政府主導による気候変動の科学的評価をする政府間メカニズムを創設することを提案され、「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が創設された。この機関は UNEP と世界気象機関(WMO)が主催で 88 年に開設され 130 ヵ国以上からの 450 名超の代表執筆者・800 名超の執筆協力者による寄稿、および 2500 名以上の専門家による査読を経て作成されている。88 年 12 月には国連総会において、気候変動が人類共通の関心事であることを確認し、全世界的な枠組で取り組みを求める決議が採択され、89 年にも、早急に気候変動問題に対処する必要を協調した決議が採択された。90 年には気候変動枠組条約に関する政府間交渉(INC)が設置され、92 年 5 月にかけて実質 6 回の会議を経て条約作成作業が完了した。

92 年 6 月にリオで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」(地球サミット)では、気候変動枠組条約が採択され、その 2 年後の 94 年に発効した。それを受けて、95 年にベルリンで開催された第一回締約国会議(COP1)から議定書制定交渉が開始され、97 年の COP3 では京都議定書が採択された。そして、2000 年 11 月のハーグにおける COP6、01 年 7 月のボンでの COP6 再開会で京都議定書の中核的要素である、吸収源・途上国支援・遵守制度に関する基本的合意が成立した。その後、毎年開催され、今年 07 年の COP13 に至るまで詳細なルールが合意されているが、一進一退であり、京都議定書を超える合意形成・または劇的な発展はない。

京都議定書の最大の特徴は”Cap and Trade”と呼ばれる排出権取引を盛り込んだことである。その上で、2012 年までに米国も含めた先進国で温室効果ガス排出量を 1990 年比で 5.2%削減することを狙っているが、最大の温室効果ガス排出国の米国は議定書を脱退している。

京都議定書の問題点

京都議定書の詳細な問題点を挙げたら限が無いが、最大の問題点は、最大の温室効果ガス排出国である米国が議定書に参加していないことと、途上国は議定書に参加していたとしても削減の義務をまったく負っていないことである。仮に、先進国が 90 年比で 5.2% の削減を実現したとしても、途上国がこのままの勢いで経済発展を続け、人口が増加した場合世界全体で 30% も温室効果ガスが増加すると予想されている¹。また、排出削減義務が無い中国は現在世界第二位の排出国であるが、数十年後には米国を抜き世界一の排出国になると予想されている。

そして、京都議定書は 2012 年までの排出削減義務を規定している議定書であるため、2013 年以降どのような気候変動枠組条約を制定するかが重要な課題となり、その際に、こうした問題を解決することが国連・国際社会には求められている。

米国の不参加と途上国は削減の義務を全く負っていない事の二つの問題点は相互に深く関係している。ポスト京都議定書では先進国の最大の温室効果ガス排出国である米国をいかにして議定書に引き入れられるかを考えることが必要である。これは米国抜きの国際レジーム²が数多く見られる現在、米国の参加は国際社会全体の大きな課題とも言えるからである。

欧州諸国は京都議定書の基準を第一約束期間以降も厳しく継続しておくことが必要であると主張しているが、そうした状況では米国の参加は望めないであろう。また、米国が参加しなければ中国やインドといった主要な途上国が参加することは考えられない。さらに、懸念されていたロシアの参加が実現したが、ロシアの批准が WTO 加盟に対する EU の支持との引き換えによるものであると考えられることから、更に基準が厳しくなった場合、ロシアが議定書から脱退することも考えられる。

京都議定書は排出権取引”Cap and Trade”を規定しているところに特徴があり、環境問題解決に取引という経済力を利用する事は効率性が高い物がある。しかしながら、いくつか根本的な問題がある。まず、Cap された先進国の排出絶対量は不変であるにも拘らず、途上国が経済発展した場合、Trade することが出来なくなる点が考えられる。また逆にスタグフレーションが続けば目標は殆ど努力を払わず達成できるという欠点がある。そして、初期配分の問題がある。負担の大きい国は不公平感をぬぐう事はできず、緩めの配分を受けた国は努力しないで余った排出権を売却することができる「ホットエア」が発生してしまう点である。これは初期配分の規定の難しさと、議定書の不公平感と協調のバランスを失する物であるとも言える。

ポスト京都議定書の目標と方法

最も効率よく地球環境を改善するために重要な事は、米国と途上国が温室効果ガス削減へ参加することである。そのためには、取り敢えずは具体的な数値削減目標を掲げずに先進国・途上国

¹ IPCC 第四次調査統合報告書 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/interim-j.pdf>

² 国際刑事裁判所規約、対人地雷全面禁止条約など

に温室効果ガスの削減を求めていく議定書の締結が最も現実的な方法であるとする。これは、京都議定書以前に戻すのではなく、京都議定書が米国の不参加と一方的な不公平な削減義務によって無理やりなされた議定書である事を素直に認め、仕切りなおすという意味で重要であるとする。確かに、現在のところ、京都議定書を超える国際的合意は現実的には不可能であり、京都議定書を発効できたことは高く評価されるべきである。また、京都議定書は各国のコンセンサスによって構築され発効している議定書であり、これを超える議定書を一から作り出す事は多大なコストがかかり賢明ではない。なおかつ、脱温暖化に向けた行動が軌道に乗るまでは明確な目標を示した京都議定書は重要な役割を果たしている。殊に、気候変動枠組み条約の下で法的拘束力のない目標が全く守られなかった歴史や京都議定書離脱の米国では温室効果ガスの排出量が 1990 年比で 15.8%の増加をみても、議定書の意義が理解できる。加えて、議定書発効に伴いビジネスや経済分野でも排出権取引の市場が拡大し、温室効果ガス排出に配慮した会社への投資が増加するなど様々な変化がもたらされている。

しかしながら、米国や途上国の温室効果ガスの削減がなく、このまま京都体制を維持した場合、2020 年には 2012 年比で 20%削減した場合の総排出量は、米国や途上国を含めたすべての国が 7.7%削減した数値と同じになる³。さらに、中国・インド・インドネシア・ロシア・イラン・南アフリカ・ベネズエラ・カザフスタンで環境破壊的エネルギー補助金を廃止する事で世界の総排出量の 4.6%を削減でき、エネルギー効率を高める事で 7.7%の削減は困難であるとは言えない。京都体制下で削減義務を科せられた先進国は環境問題に対して、これまで公害をはじめ幾多の経験を経て、環境に対する配慮は途上国の比ではないにも拘らず、さらに努力を強いられる事による目標達成は現実的には薄いと考えられる。

もっとも、こうした政策・措置導入に対するコミットメントが京都議定書以前に戻す物ではないためには、その体制作りが非常に重要である。米国はもとより、途上国が自国の経済発展との両立を図りながら削減議定書に参加を促す方法は色々と学術界でも考えられているが、筆者がもっとも有効だと考える方法は、まず途上国の 1 人当たり GDP と 1 人当たり排出量を組み合わせた指数が一定値に達するまでは、途上国は何の制約も負わないが一定値に達すると、GDP あたりの効率改善の義務を負う。次に、1 人当たり GDP が世界平均に達した段階で、1 人当たり排出量の絶対値削減の義務を負うという二段階に分けた規制である。これは客観的な基準を決めて途上国の義務を段階的に強めようと言うものである。この手法を執ると中国を含む東アジアの国々は 2013 年から効率改善の義務を負い、2015 年から 2025 年にかけて 1 人当たり排出量削減の義務を負う。

こうしたプロセスを経て最終的に 650CO₂e ppm⁴の安定化を目標とした場合には⁵、先進国では

³ (財)地球環境産業技術研究機構(RITE)ホームページ <http://www.rite.or.jp/>

⁴ equivalent の略で CO₂ 換算という意味。

⁵ Den Elsen 他による Multi Stage Approach によると 2050 年に先進国と途上国の 1 人あたり排出量の均等化を目指すことを前提とし、550CO₂e ppm および 650CO₂e ppm の安定化を目標とする。550CO₂e ppm を実現するには、2050 年時点において、先進国では 1990 年比 67~80%の削減、BAU 比でも 70~85%の削減が必要となり、仮に先進国がこのよ

1990 年比 36～59%の削減、BAU⁶比 49～66%の削減が必要となる。また、100 年後の 1 人あたり排出量均等化の下での 650CO₂e ppm 安定化の場合は、14～38%の削減が必要とされている。さらに、途上国の 1 人あたり排出量または 1 人あたり GDP が 2000 年当時の先進国の水準のそれぞれ 50%に達した時点で途上国も排出量削減をしないと 550ppm 達成は困難との結果が出ている⁷。途上国の参加を含め、国際的な合意を得るには多大な困難を伴う可能性があるが、途上国の参加が遅くなるほど先進国の削減割合が大きくなる。550ppm 安定化に向けた 100 年後の世界全体の排出量の枠が決まっている以上、途上国参加が遅れば遅れるだけ先進国の削減量が増え、その逆もまた真であるという Trade-off の関係がある。こうしたジレンマを解決するには革新的な技術の開発はもとより、先述したように、気候変動問題に対処する国民の理解と努力が不可欠であることは言うまでもない。

普遍的義務としての議定書の確立へ向けて

ポスト京都議定書を国際法のアプローチから考えた時、その議定書を普遍的義務として確立することを目標にすべきである。国際義務は相互的義務と普遍的義務に分類できるが、後者の普遍的義務は対世的義務とも呼ばれ、すべての国が国際社会の一般共通利益の実現のため国際社会全体に対して負う義務である。対世的義務については、国際司法裁判所(ICJ)はバルセロナトラクション事件⁸において、次のような判決をしている。

「本質的な区別は、国際社会全体に対する国家の義務と、外交的保護の分野で他国と相互的に生じる義務との間に描かれる。それらの性質により、前者はすべての国家に関する事項である。援用される権利の重大さを考慮して、すべての国家が、それらの保護に法的利益を有し、それらが対世的義務(obligation erga omnes)である。」

また、国連国際法委員会(ILC)の国家責任条文案の第二部第二章 41 条では「国家が国際社会全体に対して負い、かつその基本的な利益の保護のために不可欠な義務」の重大な違反、つまり、普遍的義務の違反がある場合には、被害国のみならず、それ以外の国も違反国に対して責任を追及できるとされている⁹。オゾン層破壊や地球温暖化は国際社会全体に被害を与えるため、すべての国家が国際社会に対して責任を有すると考えられる¹⁰。しかしながら、そうした地球環境に関する義務が対世的義務として確立されているか学説は分かれる。

うな削減に成功し、さらに途上国が段階的に参加してくることによって、世界全体では 550CO₂e ppm の安定化が可能になる。

⁶ Business as usual の略で、普通に活動した場合という意味。

⁷ (財)地球環境産業技術研究機構(RITE)ホームページ <http://www.rite.or.jp/>

⁸ 「バルセロナトラクション(電力株式会社)事件(第二段階)」『I.C.J.レポート 1970』32 頁 33 段落。M. Ragazzi『対世的国際義務の概念』(Oxford, Clarendon Press, 1997)

⁹ 太田宏「地球環境ガバナンスの現状と展望」日本国際法学会編『日本と国際法の 100 年 第六巻 開発と環境』112 頁。

¹⁰ 同上 112-113 頁。

そうした中で、モントリオール議定書は、非締約国に対しても対抗力を有している。この議定書の第四条は非締約国に対して貿易を禁止・制限している。条約の目的は以下の 3 点で有益である。まず、非締約国は条約に参加しなければ市場から排除されるため、締約国になる必然性が出てくる。次に、規制物質の生産者が関連施設を規制がゆるい海外に移転することで、規制から免れることを防止する。そして、文字通り、普遍的なため条約の「フリーライダー」を防止できる。

こうした、同レジームに参加すれば多くの報酬が得られる¹¹一方で、参加しなければ規制対象になるというのは、協力の機会を増大させるのによい方法である。世界各国が利益も損益も分かち合う「平等な体制」作りはこれからの国際法には必要であろう。例えば、ゲーム理論でいう「スタグハントゲーム」状態に持ってくる事によって、戦略的相互依存関係にある双方の協力をえることが可能になる¹²。モントリオール議定書における途上国に対する代替フロン開発に関する技術・財政支援体制や成層圏オゾン層破壊物質の生産を当面認められている途上国の参加を促すために、条約加盟国と非加盟国間の同物質貿易の禁止を行っていることはポスト京都議定書を考えるには参考になる。

もっとも、気候変動枠組条約の方が、オゾン層破壊防止条約よりも複雑かつ合意形成に困難が伴う。しかしながら、両者は規模の差こそあれ、実際の困難さは変わりないとする意見がある¹³。モントリオール議定書で扱う、成層圏オゾン層の破壊は確たる科学的証拠もなく、また地表に到達する有害な紫外線の増加がオゾン層破壊に拠るものか科学的証拠がないまま国際的な議定書交渉が行われた。そのため、ヨーロッパ共同体・ソ連・わが国は CFCs¹⁴をウィーン条約に規制を盛り込む事に根強く反対した。その第一の理由は科学的不確実性と代替フロン開発が進まないことにあった。しかしながら、モントリオール議定書が妥結した後、南極大陸のオゾンホール¹⁵の拡大が明らかになり、地上への有害な紫外線による被害が確認されると急速に規制が強化された。

確かに、地球温暖化と温室効果ガスとの因果関係は完全には証明されていないが、IPCC によって指摘されているに過ぎず、太陽の黒点活動の影響、宇宙広範の活動の影響、地球内部の活動、磁気圏の活動などが影響している、と因果関係を否定する報告書が出されていることも事実である。¹⁵

しかしながら、地球温暖化が仮に温室効果ガスによって引き起こされていることが証明されるまで、対策を躊躇することは大きなリスクを伴う。地球温暖化は気温や水温を変化させ、海面上昇、降水量(あるいは降雪量)の変化やそのパターン変化を引き起こすと考えられている。また、洪水や旱魃、酷暑や台風などの激しい異常気象を増加・増強させる可能性があり、生物種の大規模な

¹¹ 議定書の第十条に資金協力を規定し、10-A に技術移転についての規定を定めている。

¹² stag=1, rabbit=0 という具合に、戦略を数字で定義した場合、利得は 2 つの数字の最小値に依存する。すなわち、利得は $\pi_i(s_i^j, s_{-i}^k) = 1 + 2 \cdot \min(s_i^j, s_{-i}^k) - s_i^j$ と記述することができる。

¹³ 前掲「地球ガバナンスの現状と展望」95 頁。

¹⁴ フロン類は炭素、水素、塩素、フッ素などからなる化合物群であるため、このように略する。

¹⁵ “Cosmic Rays, Carbon Dioxide, and Climate” STEFAN RAHMSTORF, DAVID ARCHER, DENTON S.EBEL, OTTO EUGSTER, JEAN JOUZEL, DOUGLAS MARAUN, GAVIN A.SCHMIDT, JEFF SEVERINGHAUS, ANDREW J.WEAVER and JIM ZACHOS, pp. 38-41. Eos, Vol. 85, No. 4, 27 January 2004.

絶滅を引き起こす可能性も指摘されている。大局的には地球温暖化は地球全体の気候や生態系に大きく影響すると予測されており、真水資源の枯渇、農業・漁業などへの影響を通じた食料問題の深刻化、生物相の変化による影響など人間の社会にも大きな影響を及ぼすと考えられている。2～3℃を超える平均気温の上昇が起きると、全ての地域で利益が減少またはコストが増大する可能性がかなり高いと予測されている¹⁶。また温暖化を放置した場合、今世紀末に 5～6℃の温暖化が発生し、世界が GDP の約 20%に相当する損失を被るリスクがあるとされる¹⁷。

このように地球温暖化のリスクが巨大であることが示される一方、その抑制(緩和)に必要な技術や費用の予測も行われている。スターン報告や IPCC 第四次調査統合報告書の集約した学術的知見から、人類は有効な緩和策を有しており、温室効果ガスの排出量を現状よりも大幅に削減することは経済的に可能であり、経済学的にみても強固な緩和策を実施することが妥当であるとされる。同時に、今後 10～30 年間の緩和努力が決定的に大きな影響力を持つとも予測されており、現状よりも大規模かつ早急な対策の必要性が指摘されている。

加えて、二酸化炭素の濃度が現在より高まることは地球にとっても様々な悪影響を及ぼすであろう。中でも、二酸化炭素の最大の吸収源である海洋は酸性化し、そのためプランクトンが減退し食物連鎖のバランスを崩してしまう事や、海洋汚染にも繋がるとの指摘もある¹⁸。これらのことから、二酸化炭素の過大放出は普遍的義務としての枠組条約の性質を満たしていると考えられるが、そのためには議定書履行確保のためのシステムの確立が不可欠であろう。

結語

本論では地球温暖化問題に焦点をあてて、2013 年以降の気候変動枠組条約(ポスト京都議定書)制定に向けた国連の役割について考えてきた。本論の狙いは途上国を含めた全世界が議定書に参加し、各国が温暖化対策に真剣に取り組むことを求めている。そのために、取り敢えずは政策・措置導入に対するコミットメントという緩和的な内容の議定書の締結を目指し、そのペースメーカーとして NGO と連携した国連機関が協力・監視するというシステムの確立することを最後に提言したい。

それには以前から叫ばれつつ実現していない UNEP の強化ではなく、WEO "World Environment Organization" の創設が望ましいと考える。UNEP は執行権をもたない限定的な権限しか有していないが、これまで、環境情報とデータベースの構築、政治的外交的介入によってオゾン層の保護、生物多様性の保全、砂漠化防止のための国際条約交渉の調停役を果たし、WMO と共に IPCC を

¹⁶ IPCC 第四次調査統合報告書 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/interim-j.pdf>

¹⁷ スターン報告書、Stern Review
http://www.hm-treasury.gov.uk/independent_reviews/stern_review_economics_climate_change/sternreview_index.cfm

¹⁸ <http://www.agu.org/journals/gl/>

設立させるなど活動が目覚しく、今後も存在は更に重要になると考えられている¹⁹。しかし、UNEPは政治的権力と資金不足に悩まされている。UNEP の設立時から 20 年間の予算総額は 10 億ドル以下であり、他の国連機関の予算より少ないだけでなく大型環境 NGO の予算よりも少ない。また、UNEP 職員は 300～400 名で各国の環境関係官庁の平均人数よりも少ない。なおかつ、本部がケニアのナイロビにあり、国連機関や世界の環境機関との連携は非常に困難な状況にある。加えて、持続可能な開発委員会(CSD)、地球環境ファシリティー(GEF)事務局など世界各地に点在する国連の環境問題関係の事務局、そして、気候変動問題、海洋汚染、生物多様性関連など UNEP の管轄外であることも問題である。また、個別のプログラムへの寄付金の増加によって UNEP 全体のバランスが崩れ、偏った政策を執らざるを得なくなり、本来の UNEP の役割である環境状況報告や早期警報など中核的プログラムに悪影響を及ぼしている現状を改善する必要がある。IPCC の強化もさることながら、各国、特に途上国に環境対策の専門家や科学者が非常に不足している現状を鑑み、それらの地域に専門家を派遣し情報収集・分析を行う必要がある。そのためにも、既存の UNEP から更に多角的な方面、特に NGO からの積極的なアプローチが可能な組織としての WEO の設立を期待したい。

それには、UNEP の問題点である資金と人材の確保、そして、政治的権限の強化、国連の環境関係事務局の統合とワシントン D.C への常設事務局を移転するなど抜本的な改革が必要であり、これは UNEP の強化ではなく WEO の創設と言う形でこそ出来ることである。そのためにも、国連内においては、仕事の効率性向上のための組織変革が必要であるが、資金源や人材の確保、環境運動の促進にはやはり NGO との協力が不可欠である。

NGO は国連が抱える諸問題の隙間を巧みに埋め合わせ補完的な役割を果たす。世界を正三角形で表現すれば国家(政治)と市場(経済)とコミュニティー(社会)が各頂点であり、NGO は三角形の中心にあると言える²⁰。頂点の各分野に補完が求められた時にその隙間を埋める形で機敏に反応して活動をする組織だと言えよう²¹。わが国はこの三角形のバランスが良く、NGO が発展する隙間がないため活動が目立たないが、世界では NGO の活動を見捨てる事が出来ないほど強大なものになっており、NGO とタイアップして諸問題に対処することが不可欠なほど重要なパートナーになりつつある。環境問題は地球規模で諸問題が新たにかつ複雑に絡み合って発生しており、各国政府もすぐに対応するのが容易でない状況にある。そこで、問題をいち早く確認して新しい解決方法を試行し機動的に対応する事が可能な NGO を活用する事が国連にとっても必要であり気候変動枠組条約制定にも大きな力となるはずである。成功事例では、リオサミットで「アジェンダ 21」が合意されて以降、各国ではコミュニティーレベルでの活動を進めてきた。ヨハネスブルグサミットでは UNDP が中心となり「赤道イニシアティブ」が打ち出され、生物多様性や持続可能な自然資源の利用を通じて貧困緩和を図ることにより成果を出したコミュニティー活動の事例に焦点を当てており、これにノミネートと

¹⁹ 前掲「地球ガバナンスの現状と展望」101 頁

²⁰ 付属図表参照

²¹ 例えば、わが国でも大規模災害時に NGO が一時的に発展する理由は、こうした正三角形のバランスが崩れたためである。

された活動では殆どの場合、NGOが中心的な役割を果たしている。こうした、WEOの設立とNGOとの関係強化は今後の気候変動枠組条約の発展はもとより、地球環境改善に多大な貢献をするものと強く信じているが、地球環境改善には何によりも我々一人ひとりの環境問題に対する理解と協力が必要である。

地球環境破壊という愚かな行為が人間の性であるとしたら、それを学び人類の叡智を集結し努力の末に克服し地球上の多様な生物や遺伝子や生態系を維持し持続可能な社会を築くことは人間の使命と言えるのではないだろうか。今こそ人類は新たな文明を築くべきである。

参考文献

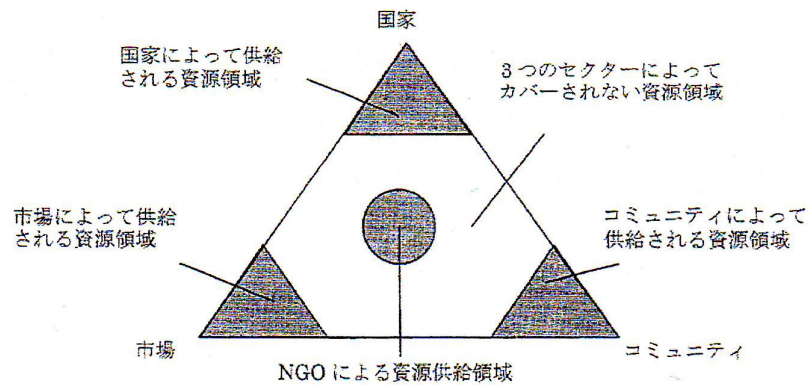
太田宏 毛利勝彦編『持続可能な地球環境を未来へーリオからヨハネスブルグまで』大学教育出版、2003

日本国際法学会『国際法外交雑誌』104 巻 3 号

日本国際法学会編『日本と国際法の 100 年 第六巻 開発と環境』三省堂、2001

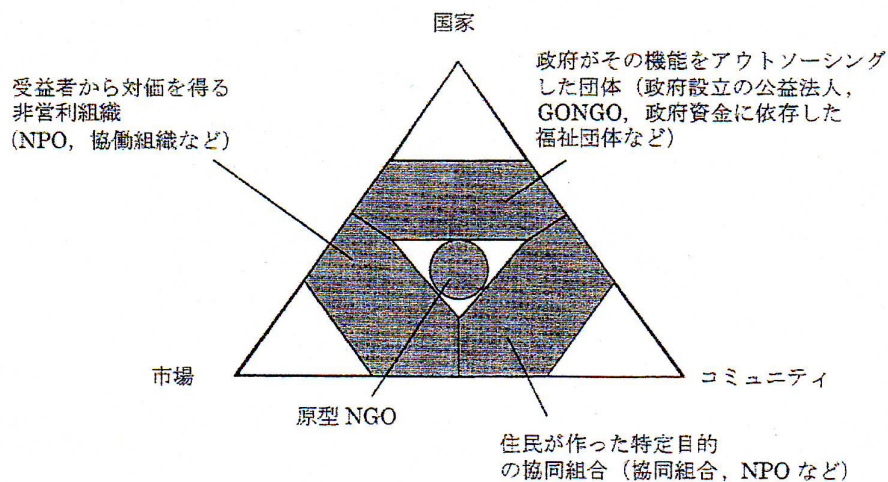
日本国際問題研究所『国際問題』 No.508、No.552

付属図表



出所：重富真一「NGOのスペースと現象形態—第3セクター分析におけるアジアからの視角—」『レヴュー』31号〔特集〕市民社会とNGO—アジアからの視座』木鐸社、2002年、42頁。

図 1 重富が示した途上国における NGO の位置



出所：重富真一「NGOのスペースと現象形態—第3セクター分析におけるアジアからの視角—」『レヴュー』31号〔特集〕市民社会とNGO—アジアからの視座』木鐸社、2002年、55頁。

図 2 重富が示した先進国における第3セクターと NGO の位置